

担当課名	15 市民課
------	--------

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍システム
行政機関等の名称	鴻巣市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課、吹上支所市民グループ、川里支所地域グループ
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿の記録及び管理を行うため。 成年被後見人及び破産者に関する名簿の記録及び管理を行うため。 民刑事務や在外選挙人に係る事務を行うため。
記録項目	1戸籍の表示(本籍・筆頭者)、2氏名、3生年月日、4性別、5住所、6住定日、7続柄、8配偶者区分、9戸籍事項(編製日・改製日・再製日及びその事由、氏の変更等)、10身分事項(出生・婚姻・離婚・死亡・縁組・離縁・認知・親権等)、11民刑事項、12在外選挙人事項、13住民票コード、14戸籍付箋(本人通知・支援措置)、15不受理申出 特定個人情報が含まれるときは、その旨 含まない
記録範囲	鴻巣市の戸籍に記載されている者(その戸籍から除かれた者を含む)
記録情報の収集方法	戸籍届出、他市区町村、法務省からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	鴻巣保健所、法務省 記録情報の全部又は一部の取扱いについて業務委託の有無 有 記録情報の全部又は一部の取扱いについて再委託の有無 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)市民生活部市民課 (所在地)鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所新館1階)
	(名称)総務部総務課 (所在地)鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所新館2階)
	(名称)吹上支所地域グループ (所在地)鴻巣市吹上富士見1-1-1
	(名称)川里支所地域グループ (所在地)鴻巣市広田3141-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～3及び7～10の各記載項目については、 戸籍法〔昭和二十二年十二月二十二日号外法律第二百二十四号〕第59条に基づき訂正を申請しなければならない。 戸籍法第113条に基づき訂正を申請することができる。 戸籍法第114条に基づき訂正を申請することができる。 戸籍法第116条に基づき訂正を申請しなければならない。	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☒
	政令第21条第7項に該当するファイル	☐
	法第60条第2項第2号(マニユアル処理ファイル)	☐
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		
備 考		